

## 神崎町母子寡婦福祉社会会則

### (組織)

第一条 本会は、神崎町母子寡婦福祉社会といい、事務所を神崎町社会福祉協議会内に置く。

第二条 本会は、本町に居住する母子寡婦で、本会の趣旨に賛同するものを以て会員とする。

### (目的)

第三条 本会は、次に掲げる事項を達成することを以て目的とする。

- 1 母子寡婦及びその家族の福祉増進を図る。
- 2 母子寡婦の社会的地位を高める。
- 3 会員は互に慰め、励まし合い、希望を以て生活する。
- 4 会員は互に扶け合つて明るい生活を築きあげる。
- 5 自分達の町を明るくする。

### (事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため左の事業を行う。

- 1 教養を高め、健康を増進するための事業。
- 2 職業の安定を計るための事業。
- 3 子供の成長に役立つ事業。
- 4 その他目的達成のため必要な事業。

### (役員)

第五条 本会に次の役員及び書記を置く。任期は二年とし、再任は差支えないものとする。

会長一名、副会長一名、理事若干名、監事二名、書記一名、会計一名、顧問若干名

第六条 会長、副会長、理事、監事、及び書記、会計は、総会において選任する。顧問は会長がこれを委嘱する。

第七条 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、会議を司会する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
- 3 理事は、会長、副会長を補佐し、会務を掌理する。
- 4 監事は、本会の事業並びに会計を監査する。

- 5 書記は、会長の命を受け庶務一切の事務を行う。
- 6 会計は、本会の経理一切を行う。
- 7 顧問は、会長の諮問に応じ若しくは会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第八条 会議は定期総会、臨時総会及び役員会の三種とする。

2 定期総会は、年一回として、その時期は四月中と予定する。

3 臨時総会又は必要に応じ随時これを開く。

第九条 会議は、構成員の過半数を以て成立するものとし、議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第十条 総会に討議すべき事項は左のとおりとする。

1 会則の改正

2 予算並びに決算に関する事項

3 事業計画その他重要な事項

第十一条 理事会は、会長、副会長及び理事を以て構成し、会の運営に事業計画その他必要事項を審議決定する。

(会計)

第十二条 本会の経費は、会費及び販売手数料並びに助成金等を以て当る。

第十三条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

附則

この会則は、昭和四十年三月十日より施行する。

附則

この会則は、昭和四十一年四月一日より施行する。

附則

この会則は、昭和五十二年四月四日より施行する。

附則

この会則は、昭和六十年四月十三日より施行する。